第二十七条の二　法別表五十三の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の八第一項の試験の受験の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の八第二項の登録販売者の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による登録販売者の登録証に関する事務

四　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百五十九条の六の登録販売者試験の合格の通知に関する事務

五　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百五十九条の九第一項の登録販売者の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

六　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百五十九条の十の登録販売者の登録の消除に関する事務

第二十七条の三　法別表五十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　薬剤師法第八条第一項の処分又は同条第三項の再免許に関する事務

四　薬剤師法第十一条の薬剤師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

五　薬剤師法第十七条の薬剤師国家試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

六　［略］

七　［略］

八　薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）第十一条の薬剤師国家試験の合格証書の交付に関する事務

九　薬剤師法施行規則第十二条第一項の薬剤師国家試験の合格証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第二十八条　法別表五十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

第二十九条　法別表五十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

第三十条　法別表五十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三十八　略］

第三十条の二　法別表五十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

第三十条の三　法別表五十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

九　地方公務員等共済組合法第百四十四条の二第二項の任意継続組合員（同法附則第十八条第七項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号において同じ。）の任意継続掛金の払込み又は同法第百四十四条の二第三項の任意継続組合員の任意継続掛金の前納に関する事務

［十～十五　略］

［新設］

第二十七条の二　法別表第一の五十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

三　薬剤師法第八条第一項の処分に関する事務

［新設］

［新設］

四　［同上］

五　［同上］

［新設］

［新設］

第二十八条　法別表第一の五十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　同上］

第二十九条　法別表第一の五十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　同上］

第三十条　法別表第一の五十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三十八　同上］

第三十条の二　法別表第一の五十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

第三十条の三　法別表第一の五十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　同上］

九　地方公務員等共済組合法第百四十四条の二第二項の任意継続組合員（同法附則第十八条第七項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号において同じ。）の掛金の払込み又は同法第百四十四条の二第三項の任意継続組合員の掛金の前納に関する事務

［十～十五　同上］